京極町農業委員会総会議事録

（第3回令和8年9月24日）

京極町農業委員会

京極町農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和8年9月24日　午後　1時30分から 1時50分
２．開催場所　京極町役場　議員控室
３．出席委員（　10人　）

１番	小山憲一
２番	酒井勇一
３番	熊谷　聡
４番	後藤尚浩
５番	清本勝彦
６番	行天英宏
７番	森　忠志
８番	笹原博昭
１０番	粥川一也
１１番	船場　茂

４．欠席委員（　1人　）

９番	横川順行

５．議事日程

第１		会議録署名委員の指名について
第２	報告第１号	総会諸報告について
第３	報告第２号	農地移動斡旋委員会の経過について
第４	議案第１号	農地法第１８条第６項の規定による通知について
第５	議案第２号	農地法第３条の規定による許可申請について
第６	議案第３号	農用地利用集積等促進計画の要請について
第７	議案第４号	荒廃農地に係る非農地判断について

６．農業委員会事務局職員

事務局長	笠井　祐和
事務局	小貫　将仁
会計年度任用職員	菅野　梓

７．会議の概要

開会時間　午後1時30分

船場会長　　これより第3回京極町農業委員会総会を開会いたします。
ちょうど雨が降ってきましたが、場所的に大雨になることもあるので、被害がなければ良いなと思います。これまで天気も安定していて、そろそろ豆も始まってくると思いますが、皆さんケガのないようにしていただければと思います。本日もご審議お願いいたします。

事務局長　　本日、4番横川委員は欠席の旨報告がありました。出席委員は11名中10名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
京極町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は船場会長にお願いいたします。

議　長　　これより議事に入ります。まず日程第1の会議録署名委員及び会議書記の指名を行います。京極町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　長　　それでは、3番熊谷委員、4番後藤委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の菅野氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

続いて、日程第2、報告第1号「総会諸報告について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　それでは、日程第2、報告第1号、総会諸報告についてご報告いたします。
委員各位が関係している事案のみ報告させていただきます。
1、第2回京極町農業委員会総会を、令和8年8月27日に京極町役場議員控室で開催しております。
2、京極町農地利用状況調査、農地パトロールを、総会終了後に京極町一円を対象に行っております。
4、京極町農業経営基盤強化促進事業推進委員会、斡旋委員会を9月8日に京極町役場町民室で開催しております。内容について、申出者は、○○○○氏、相手方は、株式会社○○。調査員については、笹原委員、小山委員、事務局で対応しております。
5、農地法第3条調査を9月16日に森委員、後藤委員、事務局で確認しております。場所につきましては、○○○○氏所有地です。

報告第１号については、以上です。

議　長　　ありがとうございました。ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

議　長　　よろしいですか。それでは、以上で報告第1号の「総会諸報告について」を終わります。

続いて、日程第3、報告第2号「農地移動斡旋委員会の経過について」、事務局より報告の朗読と説明をお願いいたします。

事務局　　議案書1ページをご覧ください。日程第3、報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過についてご報告いたします。
次のとおり農地の売買につき斡旋委員会を開催したので経過について報告するものとする。令和8年9月24日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。番号1。申出者、〇〇〇〇氏。相手方、株式会社〇〇。斡旋経過は別紙経過報告による。なお、議案書2ページ以降の斡旋委員会の経過については、委員長より報告をお願いいたします。

議　長　　報告第2号、農地移動斡旋委員会の経過について、番号1番を笹原委員より、報告をお願いいたします。

笹原委員　　それでは、農地移動斡旋委員会の経過について報告いたします。
番号1番について、斡旋年月日は、令和8年9月8日火曜日午後1時00分。開催場所は、京極町役場町民室。当事者は、申出者が、〇〇〇〇氏、相手方が、株式会社〇〇。申出農地面積は、字〇〇　〇〇番〇の畑で〇〇㎡。合計〇筆で〇〇㎡。斡旋は成立しております。斡旋の成立価額は、〇〇円で10アール当たり〇〇円。資金は自己資金です。
以上です。

議　長　　ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

議　長　　よろしいですか。それでは、以上で報告第2号の「農地移動斡旋委員会の経過について」を終わります。

それでは、日程第4、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題と致します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　議案書3ページをご覧ください。日程第4、議案第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご審議願います。

次のとおり農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので、同条第1項による許可を受けることを要しないものであるか否か審査のうえ受理するものとする。令和8年9月24日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

それでは、議案書4ページをご覧ください。

番号1。賃貸人、京極町字○○、○○○○氏。賃借人、滝川市○○、株式会社○○　代表取締役　○○○○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、○○㎡外○筆。合計○筆で○○㎡。合意解約書作成年月日、土地の引渡日、通知の年月日は、ともに令和8年9月8日。当初の契約。平成24年2月24日から平成29年2月23日まで。農地法第3条の契約です。解約の理由、合意による賃貸借契約の解約。備考として、農地法第18条第1項第2号に該当。

議案第1号につきましては、以上となります。

議　長　　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

行天委員　　斡旋報告と面積が違うがなぜか。

事務局　　賃貸では、倉庫部分を外して内地番で契約していました。今回の売買では、その倉庫も含めて売買となるためです。

議　長　　他に質疑ありますか。

（質問、意見なし）

議　長　　よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議案第1号については原案のとおり決定致しました。

続いて、日程第5、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　議案書の5ページをご覧ください。日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定に

よる許可申請についてご審議願います。
別紙の者から農地等の所有権移転をするための農地法第3条の規定による申請書の提出があったので、許可申請の可否について議決を求める。令和8年9月24日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。
今月の農地法第3条の許可申請は、所有権移転が1件です。
番号1番について説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。
番号1。譲渡人。京極町字○○、○○○○氏。譲受人。京極町字○○、有限会社○○、代表取締役　○○○○氏。土地の表示。所在、字○○。地番、○○番○。地目。公簿、田、現況、畑。地積、○○㎡外○筆。合計○筆で○○㎡。権利の区分、売買。譲渡理由、農地を売買するため。価格、○○円。10a当たり○○円。土地引渡しの時期、農地法第3条の許可日。譲受人の経営内容は記載のとおりです。
番号1については、議案書7ページの調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。また、議案書8ページに図面を添付しておりますので、ご確認願います。
議案第1号については、以上となります。

議　長　　ただいまの説明に関連して、番号1番を森委員より、調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

森委員　　番号1番について、議案書7ページの調査書のとおり、9月16日に調査しました。賃貸していた農地を売買するものであり、問題はないと思います。
以上です。

議　長　　ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

（質問、意見なし）

議　長　　よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

続いて、日程第6、議案第3号「農用地利用集積等促進計画の要請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　議案書9ページをご覧ください。

日程第6、議案第3号、農用地利用集積等促進計画の要請についてご審議願います。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画に係る北海道農業公社への要請のため、促進計画を作成したので議決を求める。また、農地中間管理機構が計画のとおり許可申請した場合に、即日公告する旨の議決を求める。令和8年9月24日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。別紙のとおり。

今月の案件は、1議案1件となっており、所有権移転の計画が1件です。

それでは、議案書10ページをご覧ください。

番号1。農地中間管理機構へ利用権の設定等をする者。京極町字〇〇、〇〇〇〇氏。農地中間管理機構から利用権の設定等を受ける者。滝川市〇〇、株式会社〇〇　代表取締役　〇〇〇〇氏。土地の表示。所在、字〇〇。地番、〇〇番〇。地目、公簿、現況、ともに畑。地積、〇〇㎡外〇筆。合計〇筆で〇〇㎡。法律関係、売買。利用権の期間。移転の時期、公告日。対価の支払期限、譲受人から公社には令和8年12月4日、公社から譲渡人には令和8年12月18日。引渡の時期、対価の支払日。対価、〇〇円で10アール当たり〇〇円。

番号1番につきましては、以上となります。

議　長　　ただいまの説明に関連して番号1番を笹原委員より、補足説明をお願いいたします。

笹原委員　　平成24年から賃貸しており、問題ないと思います。
以上です。

議　長　　ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。何かございませんか。

（質疑なし）

議　長　　よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

全員賛成ですので、番号1番については原案のとおり決定いたしました。

議　長　　続いて、日程第7、議案第4号「荒廃農地に係る非農地判断について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局　　議案書12ページをご覧ください。日程第7、議案第4号、荒廃農地に係る非農地判断についてご審議願います。

利用状況調査の結果、再生利用が困難と判定された農地について、農地法第2条第1項の農地に該当するか否かについて議決を求める。令和8年9月24日提出。京極町農業委員会会長船場茂。記。

ここでお示ししている1筆の農地等につきまして、前回総会後に実施しております利用状況調査、農地パトロールでお渡ししておりました資料に基づく荒廃農地の現況確認の結果、既に森林・原野の様相を呈するなど農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地と考えられることから、農地法の運用に基づき、農地に該当しない旨の判断を行うものです。

なお、非農地として判断された後、非農地通知書を本人または関係機関へ送付し、農地台帳からの削除を行う流れとなります。

議案第4号につきましては、以上となります。

議　長　　ありがとうございました。それでは、これより質疑に入ります。質問、意見のある方の発言を求めます。ございませんか。

（質問、意見なし）

議　長　　よろしいですか。それでは採決いたします。議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議　長　　全員賛成ですので、議案第4号については原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の報告、議案の審議はすべて終了いたしました。

この際、その他の件について、委員から発言がある方は挙手をお願いいたします。

（発言なし）

よろしいですか。それでは以上をもちまして、第3回京極町農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時間　午後 1時50分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会　　長

議事録署名員

議事録署名員

次回の総会の日程について、予定　10月22日(木) 午後 1時30分